

阪南市障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置
事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用している低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護（以下「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図ることを目的とした障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）によるホームヘルプサービスの利用において境界層に該当し、定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次の各号のいずれかに該当することとなったものとする。
ただし、いったん本事業の対象外となった者については、翌年度以降も対象とはしないものとする。

- (1) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの
- (2) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者

(利用者負担割合)

第3条 前条に該当する者の利用者負担割合は、0パーセントとする。

(申請)

第4条 利用者負担額の減額を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、市長に訪問介護等利用者負担額減額申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して提出しなければならない。

（決定及び認定証の交付等）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請者が第2条に規定する対象者として該当するか否かを審査し、減額の承認の要否を決定の上、訪問介護等利用者負担額減額決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により減額の承認を決定した者に対し、訪問介護等利用者負担減額認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（認定証の有効期限）

第6条 認定証の有効期限は、各年の6月30日とする。

（認定証の更新）

第7条 認定証の交付を受けた者（以下「認定者」という。）は、その期間の延長を希望する場合は、有効期間満了前2月以内に第4条の規定に基づく申請をしなければならない。

2 更新に当たっての所得状況の確認については、本人及び生計中心者の前年の所得税課税状況又は障害者自立支援法における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。

（認定証の提示）

第8条 認定者は、訪問介護等を利用する際、事業者に認定証を提示しなければならない。

（認定証記載事項の変更）

第9条 認定者は、認定証の記載事項に変更があった場合、14日以内に当該認定証を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を調査し、記載事項の変更を行うものとする。

(認定証の返還)

第10条 認定者は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 本市の介護保険の被保険者でなくなったとき。
- (2) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (3) 認定証の有効期限に至ったとき。

(費用の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する利用者負担額の減額を受けた者があるときは、その減額を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(他の事業との適用関係)

第12条 社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度実施要綱（平成17年阪南市公告第11の2号）に基づく事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用措置の適用を行うものとする。

- 2 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給を受ける場合は、本事業の軽減をまず適用し、適用後の利用者負担額をもって高額介護サービス費等の支給額の決定を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(介護保険訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱の廃止)
- 2 介護保険訪問介護利用者負担額減額措置事業実施要綱（平成18年

阪南市公告第13号)は、廃止する。